

定期預金規程

最新改定日 令和2年2月16日

定期預金共通

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当組合で返却します。

2. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、事故届提出から1週間以上経過後(役席者の判断により、期間短縮可)とし、また、保証人を求めることがあります。

3. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (反社会的勢力との取引謝絶)

別表1第1項に該当する場合、および別表1第2項各号の一に該当する場合には、当組合はこの預金の受入れをお断りするものとします。

9. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種資料や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

10. (その他)

事務の取扱、オペレーションについては、SKC事務取扱要領、SKCオペレーションマニュアルを使用する。

11. (規程の改定)

- (1) この規程の各条項その他の条件は、法令の改正、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページでの公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

I. 自由金利型期日指定定期預金

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書面記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定して下さい。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

…………… 証書面記載の「2年未満」の利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

…………… 証書面記載の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」という。)

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を3条1項の規程により満期日前に解約する場合および3条4項の規程により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 1年未満で解約した場合

6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率

6か月以上1年未満 …………… 2年以上の約定利率の40%

② 1年以上で解約した場合

1年以上2年未満 …………… 2年未満の約定利率

2年以上 …………… 2年以上の約定利率

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3) この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合

はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

<自動継続型>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書面記載の最長預入期限に自動的に自由金利型期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書面記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書面記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算

します。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
…………… 証書面記載の「2年未満」の利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
…………… 証書面記載の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」という。)

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を4条1項の規程により満期日前に解約する場合および4条4項の規程により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 1年未満で解約した場合

6か月未満 …… 解約日における普通預金利率

6か月以上1年未満 …… 2年以上の約定利率の40%

② 1年以上で解約した場合

1年以上2年未満 …… 2年未満の約定利率

2年以上 …… 2年以上の約定利率

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3) この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

II. 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、証書面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書面記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金については6か月複利の方法で計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金 (M型)」という。）の場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日以後に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書面記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。
また、自由金利型3年定期預金 (M型) については、預入日の1年後の応当日および2年後の応当日に、指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、当組合所定の基準により、預入日の1年後の応当日にこの自

由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とします。

中間利息定期預金の利率は、その預入日における当組合所定の利率を適用します。

② 中間払利息を差し引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を3条1項の規程により満期日前に解約する場合および3条3項の規程により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 自由金利型3年定期預金(M型)以外のこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 ……………約定利率×70%

② 自由金利型3年定期預金(M型)の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引

に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記2条の規程を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。尚、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

<自動継続型>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数及び証書面記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。尚、複利型のこの預金については6か月複利の方法で計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日及び3年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金(以下それぞれ「自由金利型2年定期預金(M型)」、「自由金利型3年定期預金(M型)」という。)の利息の支払いは次によります。

- ① 自由金利型2年定期預金(M型)の場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、自由金利型3年定期預金(M型)の場合には、預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、及び預入日の2年後の応当日に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、少数点第3位以下は切捨てます。)に

よる中間払戻額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として支払います。

② 中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 自由金利型2年定期預金(M型)及び自由金利型3年定期預金(M型)以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息及び満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日及び満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、当組合所定の基準により、預入日の1年後の応当日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型年定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とします。中間利息定期預金の利率は、その預入日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

③ 自由金利型3年定期預金(M型)の中間払利息は預入日の1年後の応当日及び2年後の応当日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて自由金利型3年定期預金(M型)に継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(自由金利型2年定期預金(M型)及び自由金利型3年定期預金(M型)の中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。尚、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を3条1項の規程により満期日前に解約する場合および3条3項の規程により解約する場合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 自由金利型3年定期預金(M型)以外のこの預金の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上2年未満……………約定利率×70%

② 自由金利型3年定期預金(M型)の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記2条の規程を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。尚、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

Ⅲ. 自由金利型定期預金 (大口定期預金)

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期)

(1) この預金は、証書面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)及び証書面記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、及び預入日の2年後の応当日以後に、預入日の1年後の

応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書面記載の中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次とおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日及び2年後の応当日に、指定口座へ入金します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を3条1項の規程により満期日前に解約する場合および3条3項の規程により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合……普通預金利率

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合……約定利率の70%

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

<自動継続型>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)及び証書面記載の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日及び3年後の応当日を満期日としたこの預金(以下それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」という。)の利息の支払いは次によります。

- ① 自由金利型2年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、自由金利型3年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、及び預入日の2年後の応当日に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間利払息」という。)を利息の一部として支払います。
- ② 中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 自由金利型2年定期預金及び自由金利型3年定期預金以外のこの預金の利息は、あらかじめ

め指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型2年定期預金及び自由金利型3年定期預金の場合には、中間払利息は中間払利息の支払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息(自由金利型2年定期預金及び自由金利型3年定期預金の中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。尚、満期日以後の利息は、満期日から解約日または継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を3条1項の規程により満期日前に解約する場合および3条3項の規程により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合…普通預金利率

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合……約定利率の70%

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

IV. 積立定期預金

1. (預入れの期限等)

(1) この預金は、通帳表紙裏面記載の満期日の3か月前又は1年前(2年もの)までは自由に預入

れができます。

(2) この預金の預入れは1回10,000円以上とします。

2. (預金の支払時期)

(1) この預金は、通帳表紙裏面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の利率によって計算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を4条1項の規程により満期日前に解約する場合および4条3項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満……………解約日における普通預金利率

② 6か月以上1年未満……………上記(1)の適用利率×50%

③ 1年以上2年未満……………上記(1)の適用利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、別表1第1項および第2項各号のいずれかに該当したことが判明した場合

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して別表1第3項各号に該当する行為をした場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2. 次の各号の一に該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を棄損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

以上